

資 料

平成26年度及び平成27年度の保険料率について

平成26年度及び平成27年度の保険料率について

1 保険料率算定の概要

- (1) 保険料率の改定は2年に1回
平成20年度から制度開始、平成22、24年度に続き今回が3回目の改定。
- (2) 保険料率は都道府県により異なる
各都道府県の医療費水準、所得水準等により保険料率は異なる。
- (3) 医療給付費の約1割は保険料
1人当たり医療給付費の増減が、1人当たり保険料の増減に影響

医療給付費の財源内訳

財源	割合	備考
公費	約5割	国2/3、都道府県1/6、市町村1/6
現役世代の支援金	約4割	
被保険者の保険料	約1割	

2 被保険者数及び医療費の推移

(1) 被保険者数（各年度末現在）

(単位：人)

	24年度実績	25年度見込	26年度見込	27年度見込
実数	224,071	226,716	228,210	231,820
伸び率（対前年度）		1.18%	0.66%	1.58%
伸び率（対24年度）			1.85%	3.46%

(2) 被保険者1人当たり医療費

(単位：円)

	24年度実績	25年度見込	26年度見込	27年度見込
実数	1,012,932	1,032,688	1,052,466	1,077,161
伸び率（対前年度）		1.95%	1.92%	2.35%
伸び率（対24年度）			3.90%	6.34%

(3) 医療費総額

(単位：円)

	24年度実績	25年度見込	26年度見込	27年度見込
実数	224,440,511,443	231,522,444,791	238,983,370,004	247,136,217,856
伸び率（対前年度）		3.16%	3.22%	3.41%
伸び率（対24年度）			6.48%	10.11%

(4) 被保険者1人当たり医療給付費

(単位：円)

	24年度実績	25年度見込	26年度見込	27年度見込
実数	931,836	949,962	970,679	994,765
伸び率（対前年度）		1.95%	2.18%	2.48%
伸び率（対24年度）			4.17%	6.75%

(5) 医療給付費総額

(単位：円)

	24年度実績	25年度見込	26年度見込	27年度見込
実数	206,471,533,252	212,975,597,414	220,411,908,841	228,231,847,996
伸び率（対前年度）		3.15%	3.49%	3.55%
伸び率（対24年度）			6.75%	10.54%

3 保険料算定に係る厚生労働省からの通知内容

- (1) 平成24・25年度の財政収支に係る剰余金を全額活用すること
- (2) 財政安定化基金の活用について
- ① 財政安定化基金の標準拠出率の変更
制度開始時の特例として、6年を一期間として標準拠出率を0.09%に設定していたが、H26・27年度は2年を単位として、標準拠出率を0.044%に設定すること。
 - ② 財政安定化基金活用額の段階的縮小
保険料増加抑制のため基金から交付を受けることは、次期保険料率算定改定の増加要因となり得るので、県と協議して基金を使用する場合は、H24・25の交付見込額を超えないこと。
- ※ 基金の目的： ① 予定収納率を下回って生じた保険料不足額の補填
② 給付費増高による不足財源の補填
③ 保険料率の増加抑制
- ※ 平成25年度末基金残高 約28億円
- (3) 消費税増額を伴う診療報酬改定について（本体、薬価合わせて+0.1%）

4 平成26・27年度保険料率の算定時における主な変更点

(1) 後期高齢者負担率の改定（高確法第100条）

	20・21年度	22・23年度	24・25年度	26・27年度
後期高齢者負担率	10.00%	10.26%	10.51%	10.73%

- ① 後期高齢者と現役世代の人口比率の変化に応じて、医療給付費に占める保険料負担の割合を変えていく仕組み
- ② 高齢者の保険料による負担割合（1割）は高まり、現役世代の支援は約4割を上限として減少

(2) 賦課限度額の引上げ（55万円→57万円）

- ① 政令の改正→広域連合条例の改正（平成26年2月予定）
- ② 引上げにより、本広域連合では所得割率が0.05%程度低下（均等割額には影響なし）

(3) 均等割の軽減の拡充

保険料軽減の対象世帯を拡大するため、均等割軽減基準額の条件が以下のとおり変更される（財源は消費税増収分の一部が充てられる。）

	変更前	変更後
5割軽減	330,000円+ (245,000円×被保険者数 (世帯主を除く))	330,000円+ (245,000円×被保険者数)
2割軽減	330,000円+ (350,000円×被保険者数)	330,000円+ (450,000円×被保険者数)

*この拡充策により保険料が微増に止まる方、または減少する方が発生します。

5 本広域連合の保険料増加抑制策

(1) 保険料率の増加を剰余金及び財政安定化基金の活用により抑制

- ① 平成24・25年度の財政収支に係る剰余金見込額の全額を活用する。（12億円） ※前回20億円
- ② 財政安定化基金の活用については、厚生労働省通知の主旨を踏まえ、前回算定時の22億円活用から縮小して18億円とした。

6 算定結果

(金額単位：円)

	所得割率	均等割額	1人当たり賦課額 (軽減前)	1人当たり賦課額 (軽減後)
剰余金なし+基金なし 所得割：均等割＝47：53	10.96% (15.98%増)	53,928 (13.59%増)	101,756 (13.56%増)	74,177 (11.54%増)
剰余金12億+基金なし 所得割：均等割＝47：53	10.64% (12.59%増)	52,529 (10.65%増)	99,118 (10.62%増)	72,259 (8.65%増)
A 剰余金12億+基金18億 所得割：均等割＝47：53	10.17% (7.62%増)	50,431 (6.23%増)	95,187 (6.23%増)	69,408 (4.37%増)

※()内は平成24・25年度算定時からの伸び率

B 平成24・25年度算定時 所得割：均等割＝47：53	9.45%	47,474	89,604	66,504
平成24・25年度算定時 からの増加 (A－B)	0.72ポイント	2,957	5,583	2,904

7 年金収入額別保険料額の比較

※被保険者夫婦2人世帯で夫は年金収入のみ、妻は年金収入80万円以下の場合の夫の保険料

夫の年金収入額	均等割 軽 減	所得割 軽 減	24・25年度	26・27年度	上段：増加額 下段：増加率
80万円	9割	—	4,747円	5,043円	296円 6.24%
153万円	8.5割	—	7,121円	7,564円	443円 6.22%
168万円	8.5割	5割	14,208円	15,191円	983円 6.92%
192.5万円	5割	5割	42,400円	45,300円	2,900円 6.84%
217万円	5割	なし	98,459円	90,303円	△ 8,156円 △ 8.28%
238万円	2割	なし	118,304円	126,789円	8,485円 7.17%
258万円	2割	なし	146,699円	147,129円	430円 0.29%
330万円	なし	なし	214,739円	230,440円	15,701円 7.31%
7,322,165円	なし	なし	530,259円	570,000円	39,741円 7.50%
800万円	なし	なし	550,000円	570,000円	20,000円 3.64%